

## 座間市市民協働推進条例 逐条解説

### (目的)

第1条 この条例は、座間市における協働の理念を明らかにするとともに、その施策における基本原則を定めることにより協働を推進し、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

この条例の目的について示しています。

### 【解説】

市では、平成19年3月に市民参加の手続を規定した座間市市民参加推進条例（平成19年3月29日市条例第2号）を制定し、市民参加の面で市民と行政のパートナーシップの推進を図りました。続いて平成20年4月には、協働のまちづくりを推進していくことができるよう、協働の基本的な考え方や市民活動支援の方策などを示すために、協働まちづくり推進指針を策定しました。本条例は、その延長線上にあり、本市としての協働に対する基本的な考え方を明確にするとともに、具体化するための施策の基本原則を定めることにより、協働による公共的課題の解決や公益活動の拡充を推進し、住みよいまちづくりの実現に貢献することを目的として制定したものです。

また、座間市市民参加推進条例とこの条例を住みよいまちづくりを進めていく上での車の両輪に例えながら、両条例を市民と市が共有することで、一緒にまちづくりに取り組んでいくことを目指すものです。

### (定義)

第2条 この条例において「協働」とは、まちづくりを進める上での共通の目標を実現するために、市と市民等が対等の立場に立って、相互の信頼及び合意の下、役割及び責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携し、及び協力して、効果的にまちづくりに取り組んでいくことをいう。

2 この条例において「協働事業」とは、市及び市民等が取り組む協働のうち、第7条各項に規定する協働事業の基本原則に基づいた事業をいう。

3 この条例において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する等、日常生活で市と関わり

のある者

- (2) 市民活動団体 特定非営利活動法人、ボランティア団体等の営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体
- (3) 地縁団体 自治会など一定の区域に居住している市民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体
- (4) 公益団体 公益財団法人、学校法人等の公益を目的に活動している団体
- (5) 共益団体 協同組合等の構成員相互の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体
- (6) 事業者 営利を目的に事業を営む個人及び法人

#### 【趣旨】

この条例で用いる基本的な用語である「協働」、「協働事業」、「市民等」の意味を明らかにしています。

#### 【解説】

##### 第1項「協働」

始めに市と市民等を協働の対象として定めていますが、その前提としては、まちづくりについて共通の目標をもっていることが条件となります。また、ここで言う「まちづくり」とは、地域社会と関わりのある多様な構成メンバーを中心として、地域をより暮らしやすい環境にしていこうと取り組む活動を指しています。

市民等については、第3項で詳細に定めています。市については、広義として、その構成要素である、住民、市議会、執行機関の総体を示しますが、この条例では、執行機関を指しています。さらに、執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。具体的には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4に規定されている市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）並びに同法第180条の5に規定されている教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員及び固定資産評価審査委員会を執行機関とします。

後半では、協働における市と市民等との関係性を、対等、相互信頼、合意、役割及び責任の分担、互いの特性や能力を生かした連携及び協力と原則論的を定め、効果的にまちづくりに取り組むこととしています。

##### 第2項「協働事業」

協働事業とは、多様な事業のうち、第7条に規定する6項目の基本原則にの

った事業をいいます。

### 第3項「市民等」

この条例では、協働の対象者として、単に地方自治法で定める住民（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含まれます。）だけではなく、通勤者や通学者、また、まちづくり活動をしている市民活動団体や各種団体及び事業者、さらにその構成メンバーなども含めて市民等としています。

#### (1)市民

市内に住所を有する個人及びその他市外から通勤通学のために市に通っている人など、座間市と日常的に関わっている人も、この条例において「市民」として定めています。

#### (2)市民活動団体

特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体などと規定していますが、後半で団体の性格として「営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体」と規定しており、特定な誰かの私的利益を目的とする活動以外の広い活動を指しています。「公共の課題の解決」といった、誰の目から見ても公益性の高いものだけでなく、「不特定多数の利益」を目的としていればこの定義に含まれます。

NPOとは、Non-Profit Organization の略で、「非営利組織」と訳されており、法人と任意団体の形態があります。つまり、営利（利益の構成員配分や、財産還元の活動）を目的とせず、社会貢献活動を行っている団体となります。

#### (3)地縁団体

一定の地域の共通する利益の増進を目的として、当該地域内に居住しているという地縁性によって作られる団体と規定しています。主として自治会が挙げられ、法人格を持つ自治会（認可地縁団体）の他、任意団体としての一般の自治会も含めます。他には婦人会や子供会なども含まれます。

#### (4)公益団体

公益の増進に寄与することを目的に活動している団体と規定しています。不特定多数の利益を目的としている限りは、第2号「市民活動団体」に含まれると考えることができますが、一般的には「財団」や「学校」を市民活動団体とはしないため、「公益団体」として定義し、明示的に市民等に含めています。公益社団法人、公益財団法人及び学校法人などが含まれます。

#### (5)共益団体

非営利非公益の団体を示しており、構成している人達の互助的な利益を主たる目的とした団体を意味しています。一般社団法人、一般財団法人及び生活協働組合などの共同組合組織などが含まれます。

#### (6)事業者

事業者とは、営利を目的とする事業を行うもので、個人、法人のいずれも含まれます。上述のNPOを始めとした各種の団体も、「事業」を行っている限りは「事業者」と言えますが、ここでは営利を目的としたものを「事業者」として定義しています。

(基本理念)

第3条 市及び市民等は、協働に当たって、対等な立場でそれぞれの役割と責任を認識し、活力ある地域社会の形成及び推進に努めるものとする。

2 市及び市民等は、協働に当たって、公開性や透明性に配慮し、相互に情報の共有に努めるものとする。

3 市は、市民等と多様な協働が行われるよう、市民等の自主性を尊重し、公共的な観点に配慮した公平かつ公正な行政を行うものとする。

4 市は、施策の実施に当たって、市民等との協働を推進するよう努めるものとする。

【趣旨】

前条第3項各号で規定している市民等と市が協働を推進するに当たっての基本的な考え方を明らかにしています。

【解説】

第1項

協働を進める前提として、市と市民等の関係は、あくまでも対等な立場を維持することが大切です。市は協働を進める上で、市民等との関わりの中で、必要以上に干渉したり支援することで、上下関係や疑似委託関係を誘発してしまう可能性があることに十分に留意すべきであり、また、市民等も市からの支援等に過大に依存することなく、自主自立の活動を目指すことが必要となります。

市と市民等は、前段の対等の立場に立って、相互に特性を生かした役割とそれぞれの立場による責任を認識し、活力あるまちづくりを推進することに努力することが必要です。

第2項

協働を進める上で、市と市民等は透明性を保つために積極的に情報を公開し、共有することが大切です。実際には、自治に関する行政情報などの多くは市が保有しているため、市からの情報発信がまず大切ですが、市民等も積極的に情報を公開するように努力する必要があります。

第3項

第8条に規定される多様な協働を担保するための市の姿勢を示しています。まず、協働の相手である市民等の自主性を尊重することで、市の視点から必要とする協働だけでなく、市が気づいていない課題の発掘など、協働の範囲が様々な方向に広がっていき「多様な協働」が拡大することを意図しています。また、そのためには、市が、特定の政策や施策に協働を狭めることなく、「公共的な観点」に配慮した広い視野を持ち続ける必要があります。

#### 第4項

市は様々な施策を実施する際には、市民等との協働を視野に入れ、推進するよう努力することを定めています。

#### (市民等の役割)

- 第4条 市民等は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、その自発性により協働によるまちづくりに参画することができる。
- 2 市民等は、協働における場において、他の市民等及び市の立場や発言を尊重するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

協働を推進するために市民等の役割を定めたものです。ただし、法的な「義務」として強制するものではなく、主体的に果たす「役割」として定めています。

#### 【解説】

##### 第1項

第3条の基本理念を踏まえ、市民等は、強制ではなく、あくまでも自発的な動機で協働に参画することができるものと定めています。

##### 第2項

市民等が協働を推進する場面では、自己決定・自己責任の基本的な考えにたつて自らの発言や行動に責任を持たねばなりません。決して独り善がりに陥ることなく他の市民等や市の立場や発言についても尊重するように努める必要があります。

#### (市の役割)

- 第5条 市は、基本理念に基づき、市民等の多様な協働を推進する総合的な施策を実施し、協働のための環境づくりを行うものとする。
- 2 市は、市民等との協働が促進するよう積極的な情報提供を行い、市民等の特性を生かしたまちづくりが行われるよう配慮するものとする。

3 市は、基本理念に基づき、市民等との協働を推進させるため、市民等への必要な支援に努めるものとする。

【趣旨】

協働を推進するために市の果たすべき内容を定めています。なお、市民等の役割に比べて、より拘束力の強い規定になっています。

【解説】

第1項

市は第3条の基本理念を踏まえ、協働事業を始め多様な協働を推進するために、全体的な施策を実施し、そのための環境づくりを行うこととしています。ここでの環境づくりとは、市や市民等が協働を進めるために、協働に関する基本的理解促進や協働の担い手となる市民活動団体の育成など協働事業をより推進するための環境を指しています。

また、市民活動を総合的に支援することを目的に設立されている市民活動サポートセンターの運営もこれに含まれています。

第2項

前半では積極的な情報提供について規定していますが、協働を促進するような情報とは、地域の中の課題やその課題を解決するための施策や活動など協働の機会を広げるような情報など幅広いコンテンツを指しています。また、ここでの「積極的」とは、提供される市民等に配慮して分かりやすく正確に伝えることや、特定の場合だけでなく、平素においても市から能動的に情報を提示していくことを意味しています。

後半のまちづくりのための市民等への配慮とは、提供した情報による市民等からの多様な協働に関する提案や相談などの働きかけに対して、適切な対応を図り、実現の可能性などを明らかにすることです。

第3項

市民等への支援を規定していますが、ここでは、市民等にとって必要な支援を行っていくことが望ましいという意味で、前項とは異なり努力規定の形で定めています。

ここでの支援とは、前項の規定以外の、公共施設や必要物品の提供、財政的支援などを指しています。

(基本施策)

第6条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- (1) 協働を提案し実行する環境の整備
- (2) 協働に関する情報の積極的な収集及び提供
- (3) 市民等と交流する機会の拡大
- (4) 市と市民等及び市民等相互の協働を促す中間的な機関への支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協働を推進するため必要な施策

【趣旨】

協働を推進するに当たり、前条で定めた市の役割をより具体的に基本施策として示しています。

【解説】

- (1) 提案に関しては、市において現行の相互提案型協働事業の取組がありますが、それ以外の協働も視野に入れる必要があります。例えば、市民活動団体以外の組織や事業者などからの提案についても整備していく必要があります。
- (2) 協働に関する情報についての規定です。前条第2項にもあるとおり、様々な手段による積極的な情報の提供と協働に関する様々な情報の収集はもとより、より利用価値を高めるための加工・整理が必要となってきます。
- (3) 協働を進めていく上で、市民等との関係性は大変重要な要件となります。交流の機会を増やすことで、相互理解が深まり、より補完性を高めることが期待されます。
- (4) 市と市民等との間に入って支援活動を行う「中間的な機関」に対して、市として支援を行うことを定めています。ここで中間的な機関とは、市民活動団体間の仲介や調整、連携づくりなど、市民活動支援や調整等を主な目的とする機関のことで、市民活動サポートセンターもその一つです。協働のコーディネートや人材育成などの機能を高めることは、協働を推進する上でとても重要なことです。
- (5) ここでは、前各号に規定している施策にとらわれることなく、より幅広く協働を推進するための施策を示しています。

(協働事業の基本原則)

第7条 市は、基本理念に基づき、協働事業を推進するものとする。

- 2 市民等は、協働事業を市へ提案することができる。
- 3 市及び市民等は、協働事業を行うに当たって協定を結ぶものとする。

- 4 協働事業において、市及び市民等は、対等かつ主体的に活動し、相互理解及び当該事業の目的の共有に努めるものとする。
- 5 協働事業において、市と市民等は、当該事業における情報を積極的に公開し、透明性の確保に努めるものとする。
- 6 協働事業において、市と市民等は、その成果等を検証するよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

協働の具体化として協働事業がありますが、ここでは市の協働事業の基本的なあり方について定めています。

#### 【解説】

##### 第1項

協働事業は、市の責務として推進することを定めています。

##### 第2項

市民等は、自発的な意思の下、市に協働事業の提案をすることができるものとしています。

##### 第3項

協働事業を行う際には、協定を結ぶ必要があることを示しています。ここでいう協定とは、原則として当事者間の文書による合意を意味し、事業の趣旨や内容などを明らかにするものです。協定に最低限含むべき内容は、この条例施行規則において別に定めることとなります。

##### 第4項

協働事業において、対等の原則、自主自立の原則、相互理解の原則、目的共有の原則を努力規定として示しています。

##### ・対等の原則

市と市民等との関係は、お互いが上下関係ではなく、横の関係であることが重要です。そのことにより、双方に自己責任の自覚が高まり、事業に対して受け身ではなく、当事者であるという意識が高まることとなります。

##### ・自主自立の原則

協働は自立した主体間で成立するもので、なおかつ、それぞれの特性を生かすことが重要です。一方がもう一方へ過度に干渉し、依存しないよう注意する必要があります。

##### ・相互理解の原則

市と市民等が、相手の組織や行動原理など特性や立場が異なることを十分に理解した上で、それぞれの役割や責任分担を明確にし、事業に取り組むことが

重要です。

・目的共有の原則

協働事業では、事業の目的を市と市民等双方で共有し、合意形成を進めながら実施していくことが重要となります。そのためには、相互の情報交換を密にし、役割や責任分担等を明確にする必要があります。

第5項

協働事業を実施するに当たり、協働における公平性や公金支出の適正性などを確保するために、その基本的情報を公開し、市民が誰でもその情報に接して内容を確認できるようにしておく必要があります。市の情報公開については、既に制度として確立していますが、市民等にとっても、その組織や活動内容についての情報を公開することで、協働事業の社会的な理解を深めることができます。

第6項

市と市民等は、事業終了後において事業目的の達成度や、役割分担、情報の共有度、更に協働による効果などの結果について検証し、協働の成果を高めていくことが大切となります。協働事業をより質の高いものとしていくためには適切な検証が必要です。

(多様な協働)

第8条 市は、基本理念に基づき、協働事業に限らず多様な協働が行われるよう努めるものとする。

2 市は、多様な協働が行われるために、協働に関する理解を深める研修等の機会を設け、市職員及び市民等の協働に関する啓発に努めるものとする。

【趣旨】

市は、第7条で規定している協働事業以外にも幅広く協働を担保するために、本条で多様な協働を位置付けています。また、そのために協働に関する理解を深める必要性も示しています。

【解説】

第1項

市は、第3条の基本理念に基づいた、多様な協働を進めることとしています。ここでいう多様な協働とは、協働事業以外の協働を幅広く指したものであり、共催や事業協力などが挙げられます。また、現行の事業形態だけに協働を限定せず、多種多様な協働が実施されていくことを意図しています。たとえば、初めから終わりまでの全てでなく、ある一時期に限って協働するなど、部分的な

関わりの協働といった形態も考えられます。また、市が関与しない形の市民同士の協働も多様な協働の一つと考えられます。市が関わらない限りは直接本条例とは接点はありませんが、市民同士の協働が活気付くことは、第1条で述べている「住みよいまちづくりに寄与」し、場合によっては市との協働へ繋がっていくケースもあるかもしれません。そのような多様性を持った概念として協働を捉え、市として押し進めていくことをここで定めています。

#### 第2項

多様な協働の推進のためには、協働に関する理解を深める必要があることを示しています。協働に関し、より多くの人に知ってもらい、考えてもらうことが幅広い多様な協働に繋がっていくこととなります。対象は市と市民等のどちらも含まれており、協働に関わる可能性のある人全てを指しています。方法としては研修が例示されていますが、それに限らず様々な方法で市は啓発を進めていく必要があります。

#### (市民協働推進会議)

第9条 この条例に基づく協働の推進に関する施策の改善その他の重要事項について、市長の諮問に依りて、調査審議するため、座間市市民協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 前項の推進会議は、協働の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【趣旨】

市の協働を推進するために、附属機関（地方自治法第138条の4第3項）としての座間市市民協働推進会議の設置に関する基本的事項を定めています。

#### 【解説】

##### 第1項

ここでは、この条例に基づく協働全般の推進のために附属機関を置くものとしています。設置目的の施策の改善とは、本条例の基本理念を踏まえた協働を推進していく上で、制度の見直しや時代、社会変化に対応した見直しを適宜行っていく必要性を示しています。その他の重要事項としては、協働事業の推進に関して、その適正性や成果の検証などを指しています。

##### 第2項

推進会議は前項で市長に諮問されたことに対する調査、審議の他、協働の推進に関することについて、推進会議の発意による意見を述べることができると定めています。

第3項

委員定数に関して定めたものです。

第4項

推進会議の組織や運営に関しての必要な事項については、規則に定めることとしています。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

この条例に定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとしています。